

河川事業の評価手法に関する 当面の検討事項について

1. 前回研究会における検討内容
2. 近年の事業評価の動向
3. 河川事業の評価手法に関する当面の検討事項

1. 前回研究会における検討内容

前回研究会における検討内容

■ 前回までの河川事業の評価手法に関する研究会（平成23・24年度）において、新たな知見や最新データ、東日本大震災等昨今の河川事業を巡る社会情勢を踏まえ、河川事業の評価手法の充実に関する検討を以下の通り行った。

検討事項		審議スケジュール					
		第1回H23. 9. 5	第2回H23. 12. 15	第3回H24. 3. 21	第4回H24. 12. 10	第5回H25. 3. 18	次回以降
評価全般	(1-1) 計画段階評価 平成22年より試行されている計画段階評価の本格実施に向けて、試行結果を踏まえた実施要領細目を検討する。			・「実施要領細目（たたき台）」について		・「実施要領細目」について	
	(1-2) 残事業の投資効率性が基準値を下回った場合の取扱い 河川整備計画等の一連の計画全体としては投資効率性が基準値を上回っているにもかかわらず整備手順等から残事業が基準値を下回るケースについての取扱いについて検討する。	・一連の事業（パッケージ）としての評価の考え方について					
推計手法関連	(2-1) これまで見込まれていない評価項目の定量的な評価手法 これまでの大規模な水害においては、多くの人命が失われるとともに、ライフラインの途絶、経済被害の波及等が発生した。 貨幣換算の困難さ、便益の重複計上といった課題のため現時点での便益計上がなされていない評価項目のうち、定量化が可能であると考えられる項目について、定量的な推計手法を検討した。 また、これらの評価項目を流域における水害リスク評価へ活用すること等についても検討する。		・人的被害等の試算結果について	・「水害による被害推計の手引き（試行版）たたき台」について ・ライフライン等の被害推計の試算結果について	・事業評価における活用案について ・「手引き（試行版）」について（前回からの修正事項）	・事業評価における具体的な活用方法について ・「水害の被害指標分析の手引」について	・「手引」の改善について
	(2-2) 長期効用資産であることを踏まえた評価手法 堤防等の治水施設は適切な管理を行えば、実態上半永久的に効用を発現する資産であるにもかかわらず、社会的割引率を用いて現在価値化する現行の評価手法では、長期の効用が算定上極少となることから、治水施設そのものの性格に即した評価のあり方等について検討する。	・現行の評価手法と、耐用年数を超えて機能発揮している施設について					
データ関連	(3) 最新の水害データ等の反映（浸水深別の被害率） 現行の浸水深別被害率等（H5年～8年頃のデータに基づき算定）について、昨今の大規模水害等の新しいデータを追加して改定することを検討する。また、東日本大震災の津波被害額の算出を試みることで、水害被害額の考え方を再整理する。			・家屋の被害率の改定の考え方について	・津波被害率の検討（家屋、家庭関連被害）	・津波被害率の検討（事業所関連被害）	・津波被害率の検討（農業関連被害等） ・河川洪水の被害率の改定に向けて
その他	(4) その他		・会計検査からの意見と処置状況について				

- 前回までの研究会における主な成果は以下のとおり。
 - ・「水害の被害指標分析の手引（H25試行版）」を作成
→ H25年度から分析開始
 - ・東日本大震災における津波被害の算定手法の検討
→ 津波被害率（一般家屋被害、事業所被害）の設定
- 前回までの研究会を踏まえた主な課題は以下のとおり。
 - ・「水害の被害指標分析の手引」の試行結果を踏まえた運用・改善
 - ・津波被害率（農業関連被害等）の設定
 - ・最新データに基づいた河川洪水の被害率等の更新

2. 近年の事業評価の動向

**(1) 公共事業評価手法研究委員会
中間とりまとめ（方針案）（平成29年11月7日）**

- 公共事業評価手法研究委員会が平成29年度に開催され、議論の結果を踏まえた中間とりまとめ（方針案）が出されたところ。

1. 背景

平成14年 4月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行

平成22年 4月 再評価の実施間隔の短縮

平成24年12月 計画段階評価の導入

平成28年11月 社整審・交政審 交通体系分科会 計画部会
専門小委員会

「ストック効果の最大化に向けて ～その具体的戦略の提言～」

⇒ 今後の事業評価手法のあり方、具体的な改善について議論

2. 再評価について

- ・「On Time, On Budget」（予定どおり、予算どおり）に事業が進捗しているか否かについて確認。
（確認項目）
 - ・ 完成時期等の事業スケジュールの変更の有無
 - ・ 総事業費の大幅な変更の有無
 - ・ 事業進捗に関するリスク（コスト、スケジュール、環境影響、住民対応等）
 - ・ 完成時期等の事業スケジュールの変更、総事業費の大幅な変更等があった場合や事業に関わる社会経済情勢の急激な変化が生じた場合等には、再評価を実施。
 - ・ 再評価の実施間隔は3～5年の間を目安とし、一時期に集中しないよう配慮。
- 以上については、平成30年度より運用を目指して、運用手続きの改正を行う。

3. 事後評価について

- ・ 事業へのフィードバックのため、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標を設定し、定量的・客観的に効果の把握に努める。
- ・ 把握したストック効果等を整理・保存（アーカイブ化）し、各事業主体がまとめたストック効果等を分かりやすく伝える事例集をホームページ上に一元的にまとめ公表する。

4. ストック効果の最大化について

- ・ 事後評価において多様なストック効果の「見える化」に努め、それにより得た知見を事業に有効活用していく方法について検討する。

5. 新規事業採択時評価について

- ・ 新規事業採択時評価については、海外などの事例も参考としつつ、便益の計算手法を改善する方法と、経済的価値、文化的価値、安全保障上の価値、教育的価値といった貨幣換算できない価値も含めて総合的に評価する方法の両面について継続的に検討する。
- ・ 新規事業採択時評価について、透明性を向上させるための取組を引き続き検討する。
- ・ 事業に関連した地元のプロジェクトにより、ストック効果の向上について各々の評価手法へ反映できるよう検討。

- 河川分野において、中間とりまとめ（方針案）を踏まえ、考慮が必要な主な課題は以下のとおり。
 - 便益の計算手法の改善
 - 貨幣換算できない価値も含めた総合的な評価
 - 完了した事業についてのストック効果の把握と「見える化」

(2) . 事業評価における意見を踏まえた課題

■ 各地方整備局の事業評価監視委員会等における意見を踏まえた課題は以下のとおり。

(評価の枠組み)

- ・ 水害被害指標を用いて、事業を総合的に判断する枠組みの構築

(推計手法等)

- ・ 水害の被害指標分析の手引における指標の追加や指標の算出方法の改良
- ・ 水害被害指標の分析結果を踏まえた貨幣換算
- ・ 流水の正常な機能の維持のための容量の便益の評価
- ・ CVM（仮想市場評価法）において、観光客を受益者とする場合の算定方法
- ・ 近年の河川洪水を踏まえた被害率等の更新

等

3. 河川事業の評価手法に関する当面の検討事項

河川事業の評価手法に関する当面の検討事項

■ 河川事業の評価手法に関する課題として挙げられる項目について順次議論を行う。

(1) 評価の枠組み

- 水害被害指標を用いて、事業を総合的に判断する枠組みの構築
- 完了した事業についてのストック効果の把握と「見える化」

(2) 推計手法等

- 水害の被害指標分析の手引における指標の追加や算出方法の改良
- 水害被害指標の分析結果を踏まえた貨幣換算
- 近年の河川洪水を踏まえた被害率等の更新
- 津波被害率（農業関連被害等）の設定
- 河川環境の評価手法（CVMを用いた算定方法等）の取り扱い
- 流水の正常な機能の維持のための容量の便益の評価等

第6回の議題

議題3

水害の被害指標分析の手引について

議題4

河川環境の評価手法について

議題5

流水の正常な機能の維持のための容量の便益について

参考資料

(参考 1)

本研究会と公共事業評価手法研究委員会について

(参考 2)

公共事業評価制度の概要

(参考 1) 本研究会と公共事業評価手法研究委員会について

公共事業評価手法研究委員会

評価手法について検討するため、平成20年7月に「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」を改定し、学識経験者等からなる「公共事業評価手法研究委員会」を設置。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（抄） 第5の3

公共事業評価手法研究委員会は評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する**公共事業評価手法研究委員会**を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

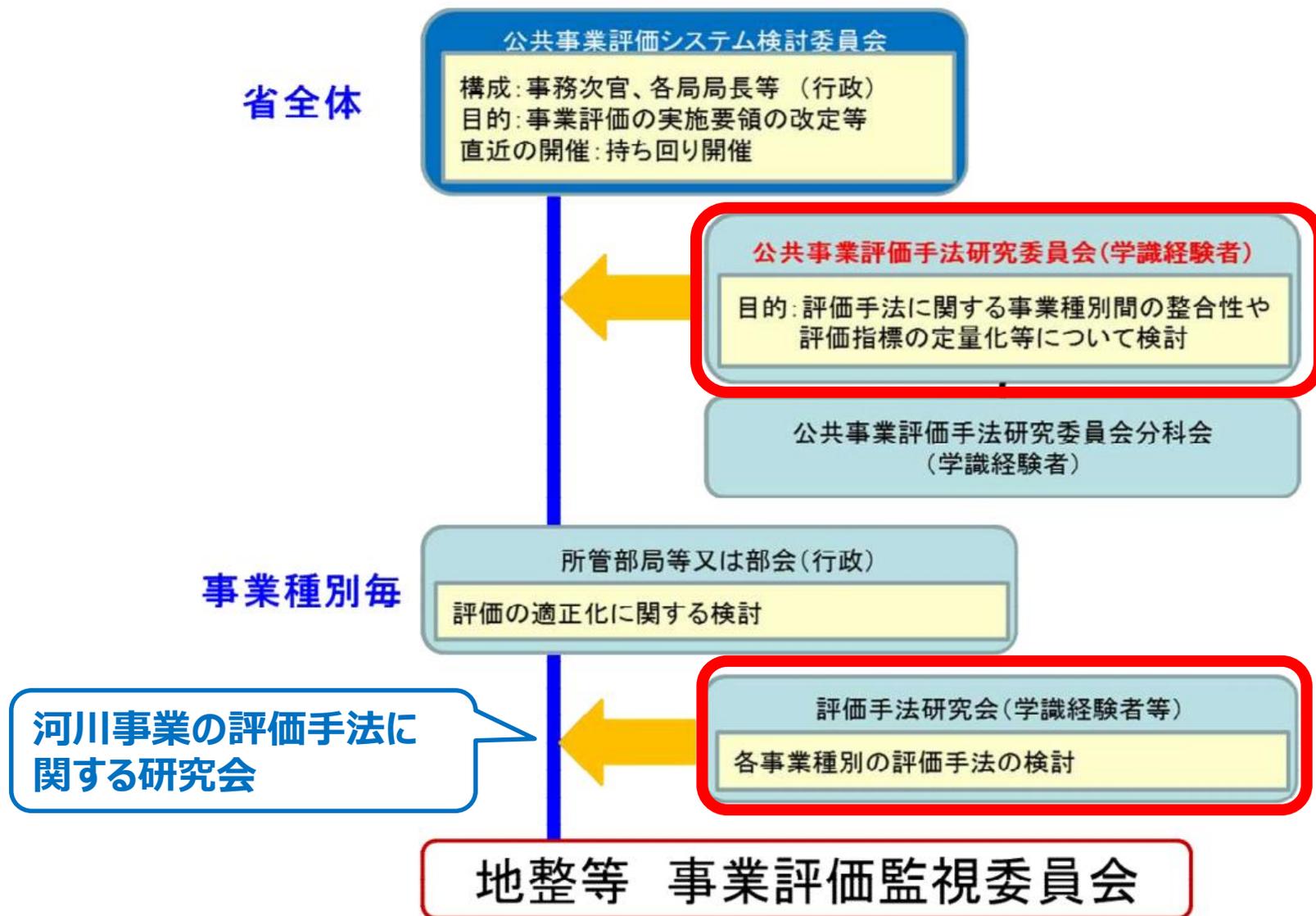
河川事業の評価手法に関する研究会

「事業種別ごとの評価手法の策定・改善に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする」とされており、本研究会は、この「評価手法研究委員会」として位置づけられるものである。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（抄） 第5の1

所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会を設置し、意見を聴くものとする。

研究会の位置づけ・研究委員会との関係



(参考2) 公共事業評価制度の概要

【計画段階評価】

平成24年度～

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

【再評価】

平成10年度～

【完了後の事後評価】

平成15年度～

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

